

横浜市における安心生活創造 事業の取組と課題

横浜市健康福祉局福祉保健課

戸矢崎 悦子



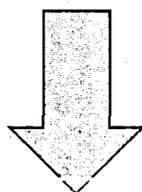
本日の説明内容

- 1 横浜市としての取組
基盤支援候補世帯名簿の作成
- 2 モデル地区の取組から
 - (1) 旭区旭北地区(ニュータウン)
 - (2) 栄区公田町団地(集合住宅)
- 3 課題
地域の自主財源確保
個人情報取り扱い(地域への提供)

1 横浜市としての取組

基盤支援候補世帯名簿の作成

原則1: 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する



住民票の情報と連動した2つのシステムを活用

- ①福祉5法システム(老人福祉法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法・・・48事業)
- ②介護保険システム

候補者の絞り込みまで
約3か月を要する
(関係部署の了解
からデータ加工まで)

【対象者条件】

20歳～39歳 世帯人数1名かつ精神保健福祉手帳有りのみ
40歳以上 世帯人数1名または2名すべて

【情報項目】

氏名、住所、性別、生年月日、世帯人数、世帯主名、65歳以上のみの世帯
電話番号(情報があれば)、要介護度(開始日～終了日)、介護保険番号
身体・知的・精神障害者手帳の有無(有→等級)

候補者として・・・

旭北地区

対象者条件に合致

6,582人

(抽出人数全体の28.7%)

うち65歳以上のみの世帯
にすると・・・半減

3,444人

(抽出人数全体の15.0%)

栄区公田町団地

対象者条件に合致

1,061人

(抽出人数全体の54.4%)

うち65歳以上のみの世帯
にすると・・・半減

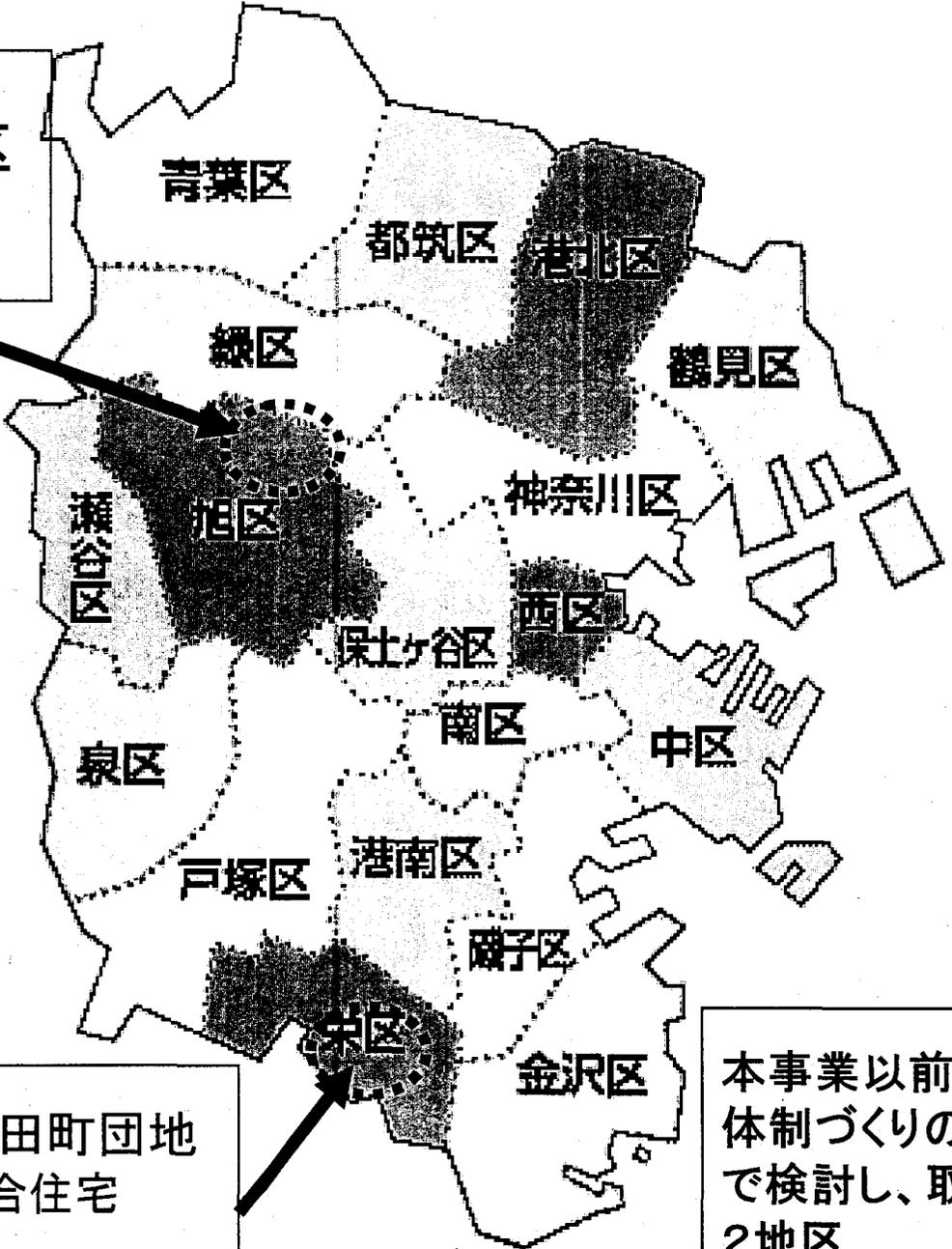
545人

(抽出人数全体の28.0%)

対象者へのアプローチは行政内部で
実施しなければならず・・・
各地区担当の職員は2名

(情報提供の同意がまず必要)
確認まで手が回らず・・・
委託事業者への情報提供が進展しにくい

(1) 旭北地区
旧ニュータウン



(2) 公田町団地
集合住宅

本事業以前から、地区の見守り体制づくりのあり方を地域と行政で検討し、取り組みがされていた2地区

2 モデル地区の概要

(1) 旭区旭北地区(旧ニュータウン)

交通

最寄駅：相鉄線鶴ヶ峰駅(横浜から快速11分)

鶴ヶ峰からバス利用

旭台行き：45本／日 (11分)

ひかりが丘・中山行き：131本／日 (17分)

横浜動物園行き：43本／日(10分)

今宿ハイツ循環：54本／日(10分)

* バス停から徒歩10分程度の居住者が多い。

- 人口:18,905人
- 世帯数:7,605世帯
- 高齢化率:22%(21年9月)
- 24の自治会が活動→旭北地区連合自治会

以下はあくまで推定

- 高齢一人暮らし世帯600世帯(推定 8%)
- 高齢二人暮らし世帯870世帯(推定11.4%)

旭北地区の概況まとめ

- ・最寄り駅から自宅まで20~30分
- ・大手企業の開発による丘陵戸建住宅地
- ・高齢化が進展(旭区平均より高いところも)
- ・旧住民と新住民の混在
- ・坂道、階段が多い
- ・商業施設は幹線道路沿いに集中
- ・広い市街化調整区域

NPO法人「たちばな福社会」

H16年度から地域に根ざした助け合い活動、
拠点運営、介護保険事業を実施

※買い物支援・・・介護保険事業との違いが見
出しにくい

理事長は連合町内会長、地区社協会長も務め
ている

※民生委員・児童委員への依頼がスムーズ

NPOたちばな生活サポートセンター



月～金曜日 9時～17時

○子育て広場

約10～15組の親子が交流

○防犯活動

○防災活動

○安心生活支援拠点

事務所機能(相談対応)

小さいけどフル稼働。

原則1：基盤支援を必要とする人々と そのニーズを把握する

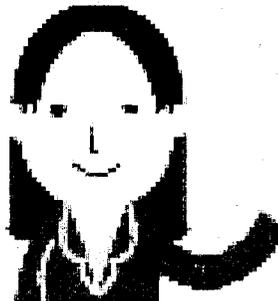
◆ニーズ把握のための訪問調査を実施

民生委員が把握する対象者候補（可能性も含む）にチーフが同行訪問を実施中。

約160件訪問（H22.7月まで）

他都市で地域包括支援センターの経験を有する社会福祉士（1名）

はじめまして！
ご相談を
お受けします



元事業を担当させていただけます

と申します。

地域の皆様のニーズを聞きながら頑張ります。
よろしくお願ひいたします。

原則2：基盤支援を必要とする人が もれなくカバーされる体制をつくる

◆地域住民主体のNPOが行政と協働で基盤支援を実施

・チーフ・訪問員の雇用、訪問調査 →実施中

・買物支援はNPOを中心に実施

→他NPOによる買い物代行サービスも含め紹介予定

【背景】

同法人での買い物支援では、介護保険事業者との違いがわかりにくい
(1事業者が独占しているように誤解されるおそれ)

地区・商店街にて朝市としての取組がすでにある

スーパー、商店など地区内に点在(青空市のような取組が難しい)

・行政は、対象者の抽出、同意の取付け、地域住民への広報周知活動拠点の開設・運営支援等を実施

→リストアップは完了だが・・・同意確認のアプローチが困難

2 モデル地区の概要

(2) 栄区公田町団地(集合住宅)

交通

最寄駅: JR大船駅(横浜から15分)

大船駅からバス利用

公田団地行き: 60本/日 (15~20分)

※団地内 バス停2か所

丘陵地一帯が団地のため、随所に坂がある。

- 人口:2,055人
 - 世帯数:1,100世帯
 - 高齢化率:27.5%(21年9月)
 - 高齢一人暮らし世帯 183世帯(16.7%)
-
- 33棟(すべてエレベータなし)
全1,160戸 築40年余りの建物

「NPO法人お互いさまねっと 公田町団地」

栄区公田町団地の町内会役員、民生委員、ボランティア等の地域住民が発起人となり、地域のつながりの再生を目指して、平成21年9月に発足。現在、会員は約130名

理事長は自治町内会長を務めている

理事の中には民生委員・児童委員がいる。

※民生委員・児童委員への依頼がスムーズ

地域ケアプラザの所長が監事。

多目的交流拠点「いこい」

厚生労働省(地域介護・福祉空間整備等交付金)を活用し、平成22年4月に開所。

①安心センター(見守りとセンサー感知情報を管理)

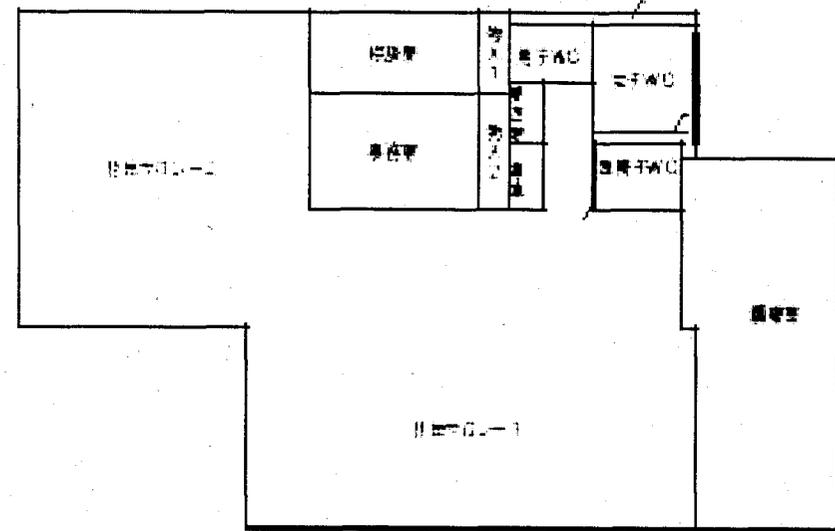
②買い物支援

③見守り・交流(サロン)

面積:216.48m²

④ミニ食堂

(見守りを含める)



月曜～日曜(木曜休み)

午前10時から午後5時まで

原則1：基盤支援を必要とする人々と そのニーズを把握する

◆ニーズ把握のための訪問調査を実施

NPO取得以前の自治会活動で見守り希望者を調査。現在、NPO法人として再度アプローチし、同意確認中。



高齢者施設の経験を有する社会福祉士(1名)が「いこい」開設時間内に常駐(木・日除く)し、相談や必要時、訪問。地域ケアプラザとの連絡は、毎日立ち寄り報告。連携がスムーズである。

月1回 区福祉保健センター
職員と定例会

原則2: 基盤支援を必要とする人が もれなくカバーされる体制をつくる

◆地域住民主体のNPOが行政と協働で基盤支援を実施

- ・チーフ・見守り支援員雇用、訪問・見守り実施中

- ・買物支援はNPOを中心に実施
 - ◆日常生活用品の物販
お米、トイレトペーパー、洗剤、地方の名産品など
※利用者の声を聞きながら品目選定、若干の利益を乗せて販売
 - ◆青空市(毎週火曜日)
弁当、惣菜、野菜、牛乳(注文販売)など ※若干の利益を乗せて販売
希望者には自宅まで配達。

- ・行政は、対象者の抽出、同意の取付け、地域住民への広報周知活動拠点の開設・運営支援等を実施
→リストアップは完了だが・・・同意確認のアプローチが困難

2地区の活動を通じての気づき

◆地域住民、NPO法人の見守る対象者

(本人からの同意はなくも)気になる人は、すべて見守りの対象者。新たな対象者を把握。

見守りは、気持があれば誰でもできる。

孤独死は防げないが、孤立や長期間の放置は防げる。

◆ニーズがあれば即、検討

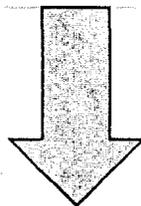
日常生活品、青空市の品物は、利用者の声から検討・販売・実施へ

(食品・生活衛生面の許可申請等を区福祉保健センターへ相談、調整)

3 課題

(1) 地域の自主財源の確保

原則3: 安定的な地域の自主財源の確保に取り組む



非常に難しい

数百万単位

運営費を補てんする継続的な財源がない
(一時的な小金を確保することは模索中)

財源確保の取組例

- (1) NPO法人会費収入 年間2千円×130人
- (2) 賛助会費 一口1万円×5口(以上)
- (3) 多目的拠点「いこい」での物販
米、トイレットペーパー、地方の名産品などを、若干の利益を乗せて販売
- (4) 「いこい」での単発イベント等の貸しスペース代 随時価格設定
(交渉による)
- (5) 「いこい」喫茶売上げ コーヒー1杯100円
- (6) 「いこい」自動販売機売上げ 2台設置
- (7) 取材協力費の徴収 (検討中)
視察・調査研究等の取材時に説明を求められた場合
- (8) 「あおぞら市」での物販
毎週火曜日に弁当、野菜等を、若干の利益を乗せて販売
- (9) 募金箱の設置

地区社会福祉協議会の会費及び 共同募金の地元還元の難しさ

会費

- ・自治会費の徴収とともに
会費の徴収が圧倒的
(自治会加入率の低下)

共同募金

- ・地域の既存活動の財源
- ・1地区(団体)への
多額還元には難しさあり

参考:よこはまの地区社会福祉協議会活動 H21年度版から

1地区社会福祉協議会

平均収入 1,744,656円(H19比較 ▲37,554)

【内訳】 一部のみ抜粋

市社会福祉協議会補助金 50,000 区社会福祉協議会補助金 398,312

自治会・町内会からの助成金 108,675 地区社会福祉協議会独自会費 182,511

区社会福祉協議会会費還元 159,027 その他助成金等 50,682

収益費(バザーなど)60,023 前年度繰越金 573,552 ほか

3 課題

(2) 個人情報取り扱い(地域への提供)

◆あくまで、本人の同意が前提

例 既存事業における課題

本人同意の上での「一人暮らし高齢者等への定期訪問」の継続が難しい

【環境の変化】

- 1 対象者である高齢者(65歳以上)の増加
- 2 訪問以外の手法による地域の見守り活動が増加
- 3 個人情報保護への配慮から地域関係者に情報提供が困難
(結果、新たな対象者の把握ができない)

【事業見直しの理由】

- 1 訪問を拒否する高齢者の存在
- 2 新たな対象者が把握できず、訪問対象者が減少
- 3 個人情報の配慮から複数の地域関係者による活動が困難
(民生委員・児童委員に負担)

◆地域関係者やNPO法人などによる見守り

高齢単身世帯に対して、民生委員・児童委員や近隣住民によるさりげない見守り(※)を実施したり、希望により定期的に訪問して様子をうかがったりすることにより、早めに必要な支援につなげることができる。

このことは親族や近隣住民にとっての安心にもつながる。

※「さりげない見守り」とは・・・

外出する姿を見かけなくなっていないか、ポストに新聞等がたまっていないか、洗濯物が出っぱなしではないか、雨戸が開け閉めされなくなったりしていないか、電気がつけっぱなしになっていないかなど、意図的に対面する戸別訪問以外の方法によるもの。

モデル区でも有効性は明らかに・・・

高齢になって、マンションやアパート等に単身で転入する者は少なくないため、近隣住民がその存在に気づかないこともある。

行政から個人情報の提供がないまま、高齢者本人の「手上げ」や地域住民の努力に委ねるだけでは、真に見守りが必要な者を十分に把握できてはいない。



都市部の
新たな問題

見守りが必要な対象者(本人同意・不同意に関わらず)の情報を個人情報の配慮が可能な地域の方に提供できないか。
(身近な福祉保健活動拠点での閲覧、台帳管理など ともに要検討)